

令和8年度

上山市妊婦健康診査事業契約外医療機関で受診した妊婦に対する補助金交付事業について

契約外医療機関及び助産所で妊婦健診を受けた場合、費用を対象者が自費で支払った後、上山市に補助金交付の申請をすることで妊婦健康診査に準じた内容に限り、健診費用の一部を補助いたします。

1 対象 次の条件をすべて満たすもの

- (1) 妊婦健康診査を受診する日において、上山市に住所を有する方
- (2) 全額自己負担で受診した妊婦健康診査（保険適用外であること）
- (3) 契約外医療機関及び助産所で受診した妊婦健康診査（国内で受診したものに限り）

2 補助内容

時期	回数	補助上限額
妊娠初期 ↓ 妊娠 23 週	初 回	16,480 円
	2 回目	5,270 円
	3 回目	5,790 円
	4 回目	5,270 円
妊娠 24 週 ↓ 妊娠 35 週	5 回目	8,680 円
	6 回目	5,790 円
	7 回目	5,790 円
	8 回目	5,270 円
	9 回目	5,790 円
	10 回目	5,790 円
妊娠 36 週 ↓ 出 産	11 回目	10,530 円
	12 回目	5,790 円
	13 回目	5,790 円
	14 回目	5,790 円
HTLV-1 抗体検査		1,590 円
性器クラミジア抗原検査		3,780 円
子宮頸がん検診		3,650 円
超音波検査特定（初回）		5,300 円
超音波検査特定（2 回目）		5,300 円
超音波検査特定（3 回目）		5,300 円
超音波検査特定（4 回目）		5,300 円

※受診回数毎に、補助上限額を超えた分は自己負担となります。

※補助対象となる妊婦健康診査は、県内の委託契約医療機関で受診した妊婦健康診査と合算して14回を限度とします。

3 申請に必要な書類

- ・ 上山市妊婦健康診査事業契約外医療機関で受診した妊婦に対する補助金交付申請書兼請求書（ホームページよりダウンロード可）
- ・ 妊婦健康診査に係る明細書、領収書（原本）
※「妊婦健康診査」と記載されていて、受診者氏名・健診年月日・健診費用・医療機関名の確認ができるもの
- ・ 未使用の妊婦健康診査受診票（太枠内の氏名等を記入したもの）
- ・ 母子健康手帳
※「妊娠中の経過」の記入がされているページの写し
- ・ 振込先金融機関口座が確認できる書類（申請者名義の通帳の写し等）
- ・ 印鑑

4 申請期限

補助対象の妊婦健康診査を最後に受診した日から6か月を経過する日が属する月の末日まで（例：出産日が4月5日の場合、10月末日となります。）

5 補助金の交付

申請から約1か月後、指定された口座へ振り込みいたします。

【問合せ・申請窓口】

上山市子ども子育て課 母子保健係（12番窓口）

☎023-672-1111（内線169）